

第4回

政務活動費検討委員会記録

郡山市議会

第4回政務活動費検討委員会

日 時 平成29年5月26日（金曜日）
午前10時02分 ～ 午前11時31分
実会議時間 / 1時間

会 場 第2委員会室

傍 聴 者 なし

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 出席委員 | 佐藤 徹哉 委員長 | 栗原 晃 副委員長 |
| | 箭内 好彦 委員 | 蛇石 郁子 委員 |
| | 飯塚 裕一 委員 | 佐藤 栄作 委員 |
| | 折笠 正 委員 | 山口 信雄 委員 |
| | 塩田 義智 委員 | 岩崎 真理子 委員 |
| | 但野 光夫 委員 | 近内 利男 委員 |

欠席委員 なし

説明員 なし

事務局職員【書記】

| | | | |
|--------------|--------|--------------------|-------|
| 議会事務局長 | 伊藤 栄治 | 議会事務局次長 兼総務議事課長 | 伊藤 克彦 |
| 総務議事 課長補佐 | 渡邊 信幸 | 政務調査係長 | 佐藤 真人 |
| 主 任 | 吉田 香織 | 主 査 | 片桐 智子 |
| 主 査 | 佐久間 智規 | 主 査 | 柴田 悠 |

会議に付した事件

政務活動費の運用における課題について

現地調査の有無

なし

午前10時02分 開会

○佐藤徹哉委員長 おはようございます。

定刻を若干回りましたが、おそろいですので、郡山市議会政務活動費検討委員会第4回を開催させていただきます。

本日傍聴はありませんが、報道の方が入っておりますのでよろしくお願いします。

では、委員会記録署名委員の指名を行います。

委員長において佐藤栄作委員を指名しますのでよろしくお願いします。

それでは、早速協議に入ります。

協議事項1、政務活動費の運用における課題について協議いたします。

まずアの按分の考え方について、これは経理責任者の会議の中で創風会及び事務局から出された項目となります。まずは、もとの創風会である志翔会と事務局からそれぞれ課題として挙げた内容等について説明を受け、その後、各委員による審議という流れで進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのように進めさせていただきます。

まず、志翔会から課題として挙げられた内容についての説明を求めます。

山口委員。

○山口信雄委員 通信費に関して、今まで4分の1ということを出ているのですが、その中で固定電話、特にファクスについて、ふれあいファクス専用で使っている方が志翔会においては何名かいらっしゃいまして、結局それ以外で使っていないので4分の1では低いのではないかなというような話が出ておりました。なので通信費全般、携帯とかそういう部分ではなくて固定のファクスについては、もう少し按分率を上げてもいいのではないかなということで会派の中では話がありましたので、その旨、審議いただきたいと思えます。

通信費については以上です。

○佐藤徹哉委員長 では、あと自動車の燃料費についても考えがあればお示してください。

近内委員。

○近内利男委員 この4分の1になる以前は、月額上限が3万円という時代がありまして、今の1期議員の方はわからないと思うのですが、その当時においても、政務活動費について間違った取り扱い方がクローズアップされ新聞報道もされてきた中で、4分の1ということになったのですが、それから7、8年たちました。4分の1の時代がずっと来て、上限1万円ですよね。大変自分の実態とかい離しているという感想が会派内からも聞かれましたので、3万円がいきなり上限1万円、按分率4分の1ということになってきたので、もう少し緩和するのが実態に合っているのではないかなという話でありました。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 志翔会の説明が終了しました。

では、続けて事務局から課題として挙げた内容についての説明を求めます。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、お手元に配付させていただきました資料を中心に説明させていただきますと思います。

まず、資料1とA4で書いてある資料ですけれども、こちらに関しましては現在の郡山市の政務活動費の按分しているものの実態、状況を記載しているものでございます。

別ペーパーで按分の判例(その1)、あと2枚つづりになって(その2)という資料をお配りしておりますが、こちら判例の実態は、按分方式によるガソリンの支出をしている場合、仙台高裁ではガソリン代の区分としましては、個人的使用分を2分の1、政務調査以外の議員活動分を4分の1、政務調査活動を4分の1としております。

按分の判例は分かれておりまして、大阪高裁でのガソリン代の区分としましては、全体のうち個人的使用分を3分の2、市政に関する議員活動分を3分の1としていまして、この3分の1のうち政務調査活動以外の議員活動分を3分の2、政務調査活動を3分の1、結果としましては政務活動費として見るのが全体経費の9分の1という取り扱いの判例が出ている状況でございます。

なお、判例については分かれているという状況も含めて、こちらの資料のようになります。

続いて、2枚目ですけれども、こちら事務局でお出ししたリース物品等の経費に関する按分の考え方の整理ということを出させていただきましたが、議員控室を政務活動の事務所として利用した場合の経費の負担割合、これまで仙台高裁、熊本高裁、東京高裁での区分で、政務調査費から全額支出可能ということでありました。ただ新しい判例としまして仙台高裁が平成28年6月22日に言い渡した判例がありまして、こちらに関して言うと、議員控室は政務活動以外に各会議出席のための準備や待機、休憩、会派の維持運営のためにも利用されていることから2分の1支出という新しい判例が出ているという状況でございます。

続いて、その下ですけれども、政務活動費で備品を購入した場合の経費の割合、こちらはあくまで個人でという部分で、上のほう、今、郡山市では議員控室を事務所として取り扱っておりますが、こちらは参考として個人で購入した場合という事例になるのですけれども、仙台高裁の部分は先ほどのガソリンと同じような形で、個人的使用分を2分の1、政務調査以外の議員活動分4分の1、政務調査活動を4分の1としております。これに対して大阪高裁での区分ですが、こちらは政務調査以外の議員活動分を3分の2、政務調査活動を3分の1という形で、こちら判例が分かれている状況でございます。

このうち、先ほど新しい判例が出たと申し上げましたが、その資料についてはわかりやす

い資料はなかったものですから、A3でお渡しした資料がございますが、こちらがその判例について詳しく書いてある資料となっておりますので、御覧いただければと思います。ちょっと太字で書いてあるのですけれども、判例に関しましては背景等がございますので、本議会にそれがストレートに当てはまらない部分がございます。このような形でそれぞれ仙台、大阪で判例が分かれている部分もありますので、それも含めて郡山市議会としての考え方、按分の考え方の整理が必要だということで、事務局としては上げさせていただいております。

説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 事務局の説明が終了しました。

委員各位の発言を許しますが、その前に、今日のこの協議事項の按分の考え方について、現在、手元の資料にもあるとおり、通信料については当該月の電話料の4分の1、自動車燃料費等について当該月の燃料代の4分の1、その他については記載の按分率になっておりますので、これを現行のままとするのか修正するのか、修正するならどのような理由でどのような比率に変更していくのかということを経済協議していきたいと思っております。ざっくり全部の話を按分について話していくと、進め方も難しいので、まずは通信費の按分についての考え方、現在郡山市では4分の1ということになっているものを変更するのか、現行のままで行くのかということの考え方を整理させていただきたいと思っております。委員各位の発言を許します。

飯塚委員。

○飯塚裕一委員 社会民主党ですが、基本的には拡大の必要はないということで話し合っております。市民の声を考えると、それが妥当ではないかということでした。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 折笠委員。

○折笠 正委員 ほかの中核都市の部分においてどういう按分率になっているのか、資料があれば事務局から提出をお願いします。またなければ次回に提出していただければと思います。

○佐藤徹哉委員長 事務局、そういった資料はありますか。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 すみません、口頭でお伝えすることができるものもあるのですけれども、後ほど資料でお渡ししたほうがよろしいかと思っておりますので、後ほど中核市のものをまとめたものをお渡ししたいと思うのですが、それぞれ按分の考え方もありますので、若干取り扱いが分かれています。これを統一してやっているというものは基本的にはないという形でございます。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

では、なければ、私から。

この通信費の按分について決められたのが、結構前の世代のときだったと思います。今、電子通信化が進んでいる中で通信に対する考え方は結構大きく変わってきていると思います。携帯電話にしても最初の契約の時点で通話料を無料にして月額通信限度をここまでという取り決めをしている中で、例えば按分をしていく中で月額上限1万円となっているのですけれども、自分が政務活動費、志翔会、旧創風会の政務活動費を扱っている中で、この上限を超えた人は今までいませんでした。そんな中で通信費そのものはどんどん下がってきている。按分率がそのままというのを少し疑問に思っていたところでした。

また、これは当時の話になってしまいますが、議員の活動とプライベートをしっかりと分けようと思ひまして、自分は電話回線を2本引いています。1本は家庭用、プライベートで使っていますが、1本は100%議員活動で、この議員活動が政治活動であったりするところがあるので、按分はもちろん考えなければいけないと思いますが、それが25%ということはちょっとないなど。この時点で50%にしているからという思いもあり、その金額がどんどん下がってきている中で、議員もそれぞれインターネットの通信費についても契約の方法を自分で考えてやっていく中、按分というものの割合はもう少し引き上げていただけないだろうかという考えで私は提案させていただきます。

以上です。

ほかにご意見はございませんか。

岩崎委員。

○**岩崎真理子委員** 私たちの会派でも、現在の取り扱いでいいでしょうと考えています。この平成26年の10月改訂版という手引きがあると思うのですけれども、この中でも政務活動費の手引は市民に公開する、また今後内容に疑義が生じた場合、社会情勢の変化が起こった場合、こういうときには経理責任者会議等において協議をすることもあり、社会情勢の変化を捉えてインターネット上での公開が、既に郡山市議会でもこの件については公開するようになってきているところです。

思いますに、按分の考え方ということで説明をいただきました。議会事務局で調べていただいて出されているのを見ても、すごく低いわけですね。これは各会派によっても違うと思いますが、一定の基準です。ですから、どこの会派もこのとおりに請求をして使っているかという、そうでもない。ですから政務活動費全体が1人当たり10万円で、各会派の人数によって会派に支給されるわけですから、その使い方については各会派で話し合いをし、納得した上で使っていくということだと思います。私たちのほうでは、だれもこの請求等はない状況です。むしろ市民生活を考えたときに、平成26年に改訂版が決められましたが、実際には平成25年の2月に内容決定を行っているわけですね。それが改定されて出されていますけれども、市民生活はどんどん厳しさが増されていると、皆さん、当然捉えておいでだろうと思って

います。そういう中であって、政務活動費は私たち議員がより質を高め、市民にとって何がいかということを決めていく上で活用を図り進めていく上で、役立つ活動費ということで使うわけですから、そんなに制限がなくていいと思っていますが、ただ市民の納得がいくような使われ方が求められてきていて、現在の基準がつくられているのだらうと思っています。

先ほど、何人かからお話が出されましたけれども、この按分率の見直しということが言われていると思いますけれども、見直すための理由づけですね、これがお話しいただいた中ではまだはっきりとそのとおりとは受けとめることはできませんでした。それで、今日の話の中で中核市がどうかということで資料請求を求めていることがあるわけですから、今日ここで決定ということでなくて、それも十分に精査をした上でということにならうかと思っています。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 まず、この按分ですね、個々の議員によって私の生活はほぼ7割は政務活動をしているという議員もいると思うのですね。いや、私は9分の1しかやっていないという人もいるかもしれないし、結構そのばらつきがこういう議論を生むし、ふやせという人と今のままでいいという人がいて、そのちょうどいいバランスを見きわめるのが重要なのだらうなど。それをかつての先輩方は4分の1と見きわめたと。

一番不思議なのは、創風会さんからこの按分率について、これでは厳しいから、もう少し増やそうという提案がされたのに対して、議会事務局から出される資料はもっと減らせという資料なのですよね。対極的な両方の意見をここで議論しろといえればそれまでけれども、ここは賛成、反対をとる委員会ではないから、全会一致で決めたいですよね。そうなったときに、もう少し議会事務局にも議員の提言に寄り添った資料も同時並行で出してもらわないと、さっき言ったみたいな、他市はどうなっているのだとかというのを出してもらえないと議論できないというか、余りにも極端過ぎて、そう感じます。

私は両方思っています。今のでもいいと思っているし、減らしてもいいと思っているし、増やしてもいいと思っているし。ただそれを市民の皆様に理解いただく説明責任が果たせる内容にしなければならないと思うのですよね。それにしても材料が少な過ぎるのかなとか、極端過ぎると。こっちだってそう思いますよね。これ、どうなのですか、事務局に聞きたいですね。こういう提言を議論するのに、その議論するならこの資料って出してくるその根拠とか神経とかね、わからないのですけれども、教えてもらえますか。

○佐藤徹哉委員長 暫時休議します。

午前10時24分 休憩

午前10時31分 再開

○佐藤徹哉委員長 再開します。

通信費の按分の考え方について、ほかにご意見お持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 いろいろ材料を出していく中で協議し、皆さんの合意を得ながら進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、続けて自動車の燃料費の按分の考え方についてご意見をお持ちの方いらっしゃいましたら発言をお願いします。

栗原副委員長。

○栗原 晃副委員長 この自動車燃料費については、自分の活動を考えると、満タンにして確かに100%活動費には使いません。私的な分もありますが、おおむね3分の2、半分近くは活動費として利用しているのかなと。私は家が近いから歩いてでも自転車でもここに来られますが、湖南が活動範囲なので今月は呼ばれて毎日行っていました。考えてみたら、4分の1のガソリン代だと大変かなということがあったので、どのぐらいかわかりませんが、個人的には上げて欲しいと考えています。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 社会民主党ですが、私の党では上限の1万円を超えた方は、今まで私がやっている間はありません。大体4分の1が妥当なのではないかと会派の中で話し合っていました。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 他にございませんか。

近内委員。

○近内利男委員 先ほどの通信費の雑談の中で出ていた、仙台高裁や大阪高裁というところですね、都市によって同じ中核市でも人口密度とか、この市の市有面積が違ったり、あと人口の点在、そして少子高齢化という問題が特にこの山間部において顕著であるという、そういう都市の構造を考えると、自転車で全市をくまなく回れるようなまちと、同じ人口30万人でも757平方キロメートルを有している本市の場合は事情が違うと思うのですね。だからそのところにおける政務活動の移動距離が違うということもやはり考えなければいけないので、この郡山市の市勢的な特徴も加味すると、やはりある程度のアップということを考えたほうがいいのか、実態に合うのではないということです。

では、どのくらいかというのは後で出される資料や判例をもう少し調査をして、そのアップ率というのは提案したいと思います。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

折笠委員。

○折笠 正委員 通信費と、この自動車燃料費は、基本的に違うのは当たり前なのですが、今、近内委員がおっしゃたように、地理的な条件というのがあるはずなのですね。きょう出席の議員の中で、恐らくこの市役所に来る距離の中で一番遠いのは私ではないかと思うのです。ということは、私も住んでいるところは田村町なので非常に行動範囲が広いわけなのです。ですから多分個々によっては、自動車燃料費に使われる率も違うと思いますので、これは逆に同じ資料の中でも、やはり同じ中核市というのは一つの十把一からげの資料を提出するのではなくて、同じ県内の中でも例えば福島とかいわきとか、人口が似通ったところ、同じ状況下にあるところの資料の提出をいただければいいのではないかと考えています。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 議員活動についてですけれども、私たちの郡山市なわけですから、その出身母体はそれぞれいろいろな地域があると思います。それで私たちの会派の中でも田村町はやはりここまでくるのは遠いし、一定の身近な問題で動く範囲も相当広いということは十分承知をしています。しかしそれはそれとして、では自分の出身母体だけの問題を私たちは取り扱うのかというと、そうではないという認識をやはり持つべきだろうと考えております。

ですから、さまざまな人口減少の中で、過疎化していく地域だとか、比較的少ないと思ったけれども、安積二小のように子どもたちがたくさん集まって教室が足りなくなったという状況が生まれたり、年を追うごとに、その時代背景でさまざまに違いが出てくると思います。ですから余り細かい資料を求めたから、適切に判断できるかということでもないだろうと思うのです。何が問題かと。だから、今一番私たちの検討委員会で求められる疑義、あるいは使い勝手が悪いとか、そういうことは何かということがはっきりわかるように、この現行制度を変えてほしいというのであれば、それをむしろここに出していただいて議論を深めたらいいのではないだろうかと思います。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 折笠委員。

○折笠 正委員 誤解のないように言っておきますけれども、私が言ったのは細かい資料を求めるわけではないのです。要するにたたき台が欲しいということを行っているだけですから、誤解のないように一言申し上げます。

○佐藤徹哉委員長 山口委員。

○山口信雄委員 多分、後で資料がいただけるのだと思うのですけれども、いわき市の場合は、昨日燃料代を調べていただいて、キロ当たり37円という申請をするような制度になっているの

ですね。なので、実費精算という考え方も他市ではあるようなので、燃料に関してはそれも一つ検討材料になるのではないかと思います。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 現時点で、幾ら何キロが適正であるという議論までは資料が足りなくてできないというところなのでしょうか。

では休議します。

午前10時39分 休憩

午前10時43分 再開

○佐藤徹哉委員長 再開します。

ほかにご意見等ございます方いらっしゃいますか。

なければ、進めます。

1の③、その他の部分、事務局、もう少し詳しく。この1の③について説明をしていただきたいと思います。

但野委員。

○但野光夫委員 これを出したのはどこなんですか。事務局。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 こちらは事務局で出しました。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 では説明いただいたほうがいいね。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 こちら、資料1に記載しているものは、手引きに記載している按分をしているものとしての事例をそのまま記載させていただいておりまして、先ほどの通信費、自動車燃料費のほかに人件費、政務活動費の中での人件費という部分がありますが、雇用した職員の業務内容、雇用期間が明らかに特定の政務活動費に関するものである場合は按分は必要ないのですけれども、業務内容が特定できない場合、要は議員活動の中の政務活動とその他の活動が分けられない場合は、今の取り扱いの中では政務活動を2分の1、議員活動を2分の1として按分している例がございます。今現在の手引きの中で明記している按分として大きいものはこの3つになっております。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 では、重ねて質問しますが、今郡山市議会では人件費は発生したことはあるのですか。それを請求した会派はありますか。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 今のところはございません。

○佐藤徹哉委員長 では、考え方として50%、これをこのままでいいか、こう思っているかはわからないということですか。判断は、ここではできない。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 こちらの資料に関しましては、あくまで現行ということで、現行、按分の考え方を協議する中で、郡山市の今の手引き上の取り扱いはどうなっているか、按分しているのはどれなのだということを今明記するものの参考資料として使わせていただきましたので、この一つ一つ協議というよりも按分の中で出されているのはこれですというところであります。ですので、この部分に関してというよりも、委員の皆様でいろいろご協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤徹哉委員長 ごめんなさい、私のほうが議事進行しやすいのでこのとおり進めさせてもらったということで、ここの説明を求めました。

1の③についてご意見ある方いらっしゃいますか。

近内委員。

○近内利男委員 先ほどの事務局の説明でも、この人件費を支出をしているところがないということで、今後がどうかということはそれはわからないので、可能性を含みとして現行のままでいいのではないかとということで、現行制度を支持したいと思います。

○佐藤徹哉委員長 ほかに。

山口委員。

○山口信雄委員 ちなみに、今まで事例がないのですが、今後どのような場合が想定されるのか教えていただきたいと思うのですが。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 政務活動に関しましては、調査研究の中で、当然市民の皆さんから意見を聞く、例えばアンケート調査を実施して、そのアンケートの集計作業を専属でやってもらうという作業であったりとか、その中で雇用契約を結んでそれだけやってもらうというのも考えられますし、その他の政務活動のいろいろなものを調べるとかもありますので、考え方としてはこういったものが発生するかなという部分はございます。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 この手引きの中の35ページに人件費があるんですね。もし手元にあれば開いていただければいいと思うのですけれども、使用条件というのがあるのです。政務活動の補助をさせる職員を雇用するための経費であり、基本的に最低賃金法等関係法令に基づく。それで上限額は必要額で備考の欄ですね、備考にこうあるのです。政党活動、選挙活動、講演会活

動のための役務を課してはならない。ですから今事務局で言われた市民アンケート、私たちは時々、2年に1度やっていますけれども、過去に集計でこの人件費というのを使わせていただいた経験があります。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほか、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、進めます。

それでは、検討内容の2番にリース物品等の経費に関する按分の考え方の整理となります。事務機器等リース代として必要額が現在は全額政務活動費の対象となっておりますが、これらも先ほど佐藤係長が提示した資料のとおり、按分の考え方が提示される判例も出たということで、我々の考え方を提示しなければいけないということです。

委員の発言を許します。

近内委員。

○近内利男委員 今まで、政務調査費の名称の時代から議論の経過の中で購入費用が上限とかいう議論があって制限されてきた中で、このリース料はどうでしたかという話がありまして、リース代は財産形成をしないし、あと中身に何使ったというのを紙1枚ずつ仕分けするのは、さっきのガソリン代のどこからどこまでは私用で、どこからどこまでの距離が政務調査費であるかということで大変な作業になるため、財産形成をしないので事務機器代は按分なしでいいだろうという議論が記憶にありましたので、これはこの取り扱いでいいのではないかと思います。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにご意見ございますか。

岩崎委員。

○岩崎真理子委員 私たちの会派では、この事務機器等のリースというのは、過去に、パソコンのリース代金というのを支払った経験があります。でも現在はありません。その事務機器というのは何かというと、控室において使えるものだから例えばパイプ椅子とか、電話はもともとついていますが、うちは何も無いのですが、ファクスであるとか印刷機であるとかという機器を会派でリースするということになるのだと思うのですが、必要額が全額政務活動費の対象だということで、この機会ですから、使っている会派の中で支障があるという事例があれば教えていただけたらと思います。

○佐藤徹哉委員長 休議します。

午前10時52分 休憩

午前10時56分 再開

○佐藤徹哉委員長 再開します。

では、今ご意見ある方、よろしくをお願いします。

岩崎委員。

○岩崎真理子委員 実状がよくわかりませんでした。それぞれのところで使っているところが半分以上あるということですから、この件についても県内の動向ですとか中核市の動向ですとかどうなのかということも、資料として出していただけるようお願いしたいと思います。それを見ながらもう一度話し合いは必要なのではないかと思っております。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

それでは、この協議事項(1)(ア)は、按分の考え方について資料の提出を求められる部分が結構多くありました。また現時点で按分率を上げるべき、あるいはもう少し検討したいという意見も多数出ましたので、この案件について判例等についてもさらに確認しながら、また事務局に資料の提出を求めながら、また確認していただき、次回再度協議するということで、きょう結論を出さないということよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのようにいたします。

協議事項のイ、現金以外の取り扱いについて進めますけれども、それではここで、暫時休憩します。では11時5分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時04分 再開

○佐藤徹哉委員長 定刻より少し早いですが、全員おそろいなので再開させていただきます。

次に、イ、現金以外の取り扱いについてです。

こちら、経理責任者に対し事務局から出された項目ですので、まず事務局に説明を求めます。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、こちらにつきましてはお手元に資料2をお配りしております。

事務局としましては、現金以外(電子マネー、プリペイドカード等)の支払いに関する取り扱いの整理が必要だと。背景としましては、社会情勢上、かなり支払い方法が多様化している状況がございます。これがすべて現金であればそのままの取扱いでいいのですけれども、いろいろな手法が出てきているところから、一度考え方を整理する必要があるということで挙げさせていただきます。

今現在、大変申しわけございません、課題の事例とありますが、課題ではないのですけれども、まずケース1、口座引き落としの場合は支払い内容のわかる資料のほか、領収書を徴することができない場合、通帳の写しを添付していくような形で対応しています。クレジットによる支払いの場合は、支払い内容のわかる資料のほか、通帳の写しを添付。これは引き落とし者が支払い先と異なる場合、支払い先の確認できる書類の写しを添付。あとはクレジットカードの場合はクレジット会社が引き落としをするものですから、その関係性がわからないので間に資料がたくさん入ってくると。これが領収書に完全に、携帯電話でよくあるように一時引き落とししましたということで相手先が明確になる場合は、ここまでの複雑な資料は必要ないのですが、現実的にはいろいろな資料をつけてもらっている状況でございます。

次に、電子マネー（nanaco、WAON、Suica等）による支出については領収書を添付していただく。

最後に、ガソリンプリペイドカードによる支出ですけれども、こちら領収書を添付していただく。こちらにつきましては、大変申しわけございません、課題の事例と書いてありますが、課題ではなくて現行のパターンとしてこういう取り扱いをしているという状況を示させていただいております。

説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 事務局の説明が終わりました。

それを踏まえて、委員の皆さん、発言を許します。

では、私からですが、政務活動費、会派の担当をしている中で、一番大変だったのはこの部分でした。要は、クレジットカードで領収書ももらっているわけですから支払いを終えたつもりでいるのです。それが正しく通帳から引き落とされたところまでの追跡になっているのですね。しかもその引き落とされたときには、ほかの買い物と一緒に合算で引き落とされているから、今度その明細まで求められているという部分で、これを追跡して資料の提出を求めて対応できなくて、そのカードでの支払いのものは破棄したという事例が何件か志翔会ではありました。

なので、もうクレジットカードはサインして切った時点で支払い完了しているものとして、それ以降の提出というのは求めなくても支払っているではないかと思うのですが、私はここは領収書をいただいているわけですから、クレジットカードから払えばそれで支払いが完了し、それをもって請求可能というようにできないかなと思います。

○佐藤徹哉委員長 栗原副委員長。

○栗原晃副委員長 それは、何を買ったか出てくるの。

○佐藤徹哉委員長 出てくるのです、領収書に。特に大きなものを買うときに現金が手元になくてカード決済というのはよくプライベートでもあると思いますけれども。

岩崎委員。

○岩崎真理子委員 政務活動費だから、それは何を買って何を支払ったのですか。

○佐藤徹哉委員長 そのときはプリンターのインクと、あとSDカードだったかな、そういうメディア関係のものを合算で買っています。領収書は大型家電量販店だと今どきは買ったものが全部打ち出されますから。何を買ったかは明白で、そのカードで支払ったのも明白。けれどもカードで支払ったがゆえに、そのカードの引き落とし日に幾ら引き落としになって、そのうちのどれかというのを一個一個証明していかなければならないというのは大変過ぎる。このカードを払った時点で支払い完了していませんかということをお願いしたいのです。

ほかにご意見ありますか。

但野委員。

○但野光夫委員 今の委員長の話は、極めてごもっともなのけれども、でも欲しいというもので今まで進めてきたと思うので、その理由を聞かせていただけますか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 一番わかりやすい事例で見たときに、ガソリン代をカードで払ったら、今までのガソリンに関しては月ごとに支出月、要は現金が支出された月という形で整理しています。カードの場合、現金の支出月を確認するとなると2カ月ぐらいおくらせてしまうのですけれども、その時点の月でまとめている部分がガソリンにはあります。

あともう1点、カードのお支払いの領収書がわかりやすく出てくる部分、家電の部分は確かにわかりやすく、カードで払うとわかりやすく、おっしゃるとおりの部分がありますが、そのほか、いろいろカードでかかる部分に関しては、領収書が店で買った領収書という部分もありますが、出ない部分、ネットで購入してという部分のその正式な切り分け、考え方の整理ができていない部分もございまして、確認させていただいたという部分があります。

また、他市の事例、これはわかる範囲という部分で、他市でお伺いしたところで、やはり領収書だけでやっているところもございましたが、議員の責任のもとで領収書とかを5年間は保管してください、というのは開示請求等があった場合に、そのほかに領収書、これはクレジットの領収書ではあるのですけれども、現金の動きがわかる資料を求められるケースが多々あるものですから、どちらにしても事務局で出す部分はそういう整理の仕方、考え方の整理をするのは必要なのですけれども、議員としては5年間の保存期間中はそれがわかるように保存しなければならないという点では必要性があるという部分はございます。

ただ、今、委員長がおっしゃったような領収書の事務的な整理の中身につきましては、ご協議いただければと思います。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 諸表を全部そろえておかなければならないということですね、開示するしないは別にして。開示を求められたときに出さなければならぬとなると。

○佐藤徹哉委員長 中断しますか。

では、暫時休憩。

午前11時12分 休憩

午前11時15分 再開

○佐藤徹哉委員長 再開します。

佐藤政務調査係長

○佐藤政務調査係長 先ほど、カード引き落としで通帳確認したい理由で、私、大事なところを言うのを忘れてしまって申しわけなかったのですけれども、まず引き落としを確認させていただくという点で、当然お金の動きとしましてはその時点で動いているという認識もありますので、あくまでカードで支払いは完了している実態はあるのですけれども、政務活動費としての考え方としては、どの時点かというと、お金の動いた時点、通帳の動いた時点までとるのがどうかで、現実的に今事務局としましてはお金の動いた時点、引き落としのあった時点を確認させていただいて取り扱わせていただいております。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 基本的に、カード決済というのはカード会社がかわりに支払う。つまり負債となる。そして自分の通帳等から引き落としがあったときに初めて支払いが成立する。だから通帳にお金がないと後から請求がもう一回来る。実際に本人が支払った時点というのは通帳からお金が引き落とされた時点、もしくは本人が振り込みで現金をカード会社に払った時点。そうすると先ほど事務局が言ったことが本当の支払い時点となるので、事務的作業の大変さもわかるが、形としては本人の口座から動いた時点が支払い時期と見て、必要書類をそろえて出すというのが基本になる。そこをどう考えるか。我々はそれでは大変だから、その部分で実際の動きはしましうと。ただきちんと後から資料をそろえて出せるようにしておいてください、明確にしておいてくださいとするのか、その部分も含めて決めるかということだと思います。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにご意見ありますか。

口座からの引き落とし、それからクレジットカードによる支払いについては、やはり口座からお金が動いたときというご意見だと思いますが、ほかに。

○佐藤徹哉委員長 では、事例にのっとって進めますが、電子マネーの取り扱いについてのご

意見をいただければと思います。

近内委員。

○近内利男委員 例えば、似ているものだから3、4一緒にして、仮にnanacoカードで書籍を買ったならば、nanacoカードは1万円を入金しておけば1万円分から政務活動費の対象となるものを買った分だけの領収書ということでの取り扱いだと思うので、それでよろしいのではないですかね。カードで買った、その中から支出をした部分の領収書ということで仕分けをすればいいのではないですかね。

○佐藤徹哉委員長 では、3、4は一緒に今話した文言を載せて大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、種々さまざまな意見をいただきましたが、口座からの引き落とし、クレジットカードによる支払いについては、口座からお金が動いた時点で精算が完了したものとし、現行のまま取り扱うこととするでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 また、3番、4番、電子マネー、ガソリンプリペイドカードによる支出についても、カード代を請求しているわけではない、使った分について何に使ったかの請求があるので、領収書を添付の上、現行のままでいいとする考えでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、ご異議なしと認めます。

次に、協議事項2、その他に移ります。

その他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 事務局から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、大きな項目の3番、その他について、委員の皆様から何かありますか。

佐藤委員。

○佐藤栄作委員 要望になってしまうのですが、政務活動費の手引きの28ページの要請・陳情活動費という欄があるのですが、その中で政党並びに国会及び県会議員らの個人は陳情活動をして交通費とかは出ないというのは記載されているのですが、これは私、地方議員としてやはり地元選出の例えば国会議員とか、陳情というのはあってしかりだと思っておりますよ。そういう部分において交通費とかを認めるようにしていただきたいという要望なのですが、これについて事務局にお尋ねしたいのは、もともと前からこういう体制で政党並びに国会及び県会議員などの個人は対象と前からはなかったのか、それとも以前はあったけれ

ども、途中でそれは認めないということになったのかというその経緯を、わかりましたら教えていただきたいのですけれども。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 こちらの要請・陳情活動につきましては、政務調査時代はなかったと思うので、その後、地方自治法改正で政務活動費になってから、この項目が典型的に追加されたというところで、郡山市議会として政務活動費の手引きをつくる上で検討した結果、今の形態になったということで、初めからこのような形になっているという状況でございます。以上です。

○佐藤徹哉委員長 佐藤委員。

○佐藤栄作委員 でしたら、要望として、やはりこれからもその自治体の悩みは、その人口減少とかいろいろな課題がありますよね。それで、そういう政策的なものでもやはり例えば会派なら会派でまとめて陳情するとかいうことも出てくると思うのですよね。それをやはり交通費とか、それもやはり要は市民にわかりやすい、地元選出の国会議員にこういう形で陳情とか要望を出しに行くというのを市民の方たちにわかりやすいような報告書を添付することによって、市民が納得してくれると思うのですよ。そういうのををもって交通費とか、やはり認めていただきたいというのがございますので、今後協議、そういう項目に上げていただきたいと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 それでは、今、佐藤委員から意見が出ました件について、きょうの協議事項にはなっておりませんので、事務局と相談させていただいて資料をそろえさせていただいて、後日、皆様にお諮りしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 28ページの一番上の3、4の部分が問題になっていると思うのですけれども、なぜこの文言を公的な機関のみという形で個人は対象としないとなったのか、この経過なども含めて、恐らく十分に検討されてこの文言が入ったのだと思うので、そこもぜひお知らせいただければありがたい。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 では、そこも含めて皆さんに提示させていただきたいと思います。

ほかにその他、ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 事務局からは。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 暫時休議します。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○佐藤徹哉委員長 では、次回の委員会の日程についてお諮りします。

6月28日水曜日午後1時30分から開催したいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのように開催させていただきます。

次回の検討委員会におきましては、本日継続することとしました按分の考え方について、それから、あと、もし資料が整えば佐藤委員からお話のあった要請・陳情の点について等を協議したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 異議なしと認めます。

では、開催通知について後日改めて事務局より発送いたします。

以上で政務活動費検討委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 31 分 閉会

ここに署名する。

郡山市議会政務活動費検討委員会

委員長 佐藤 徹哉

副委員長 栗原 晃

委員 佐藤 栄作